平成２２年（フ）第２０４３０号
埼玉県春日部市東中野1068―２
債務者　中島　清江
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４３５号
東京都中野区大和町２丁目39―17―102
債務者　秋山　雄一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４４号
東京都練馬区練馬１丁目６―15―101
債務者　田中　利夫
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４５号
東京都府中市新町１丁目72―２―203
債務者　戸谷　典子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４６号
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート19―511
債務者　尾形　祐子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４７号
東京都多摩市貝取２丁目４－１―202
債務者　小山　義子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙１番地207　藤田アパート201号
債務者　大島　定男
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１５０７号
東京都町田市木曽東４丁目11番イ11―308号
債務者　元木　清美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７０号
東京都福生市大字福生2356番地15
債務者　今村　　孝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６００号
東京都清瀬市中清戸４丁目1050番地の１フローラルコテージⅡ―101号
債務者　朝比奈隆司
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０６号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地３―11―404
債務者　高橋　　眞
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０９号
東京都多摩市貝取２丁目２番地14―401
債務者　榎本マリ江
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４２号
東京都八王子市七国１－９－６アムール七国203、住民票上の住所東京都渋谷区元代々木町49番20―307号
債務者　黒石　素子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
熊本県葦北郡芦北町大字黒岩1220番地
債務者　山下　　造
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１９７号
栃木県下野市文教２丁目10番地１
債務者　倉井真由美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部